マイナンバーカードを申請しましょう

75 歳未満でマイナンバーカード未申請の方に交付申請書が送付されます。 ぜひこの機会にマイナンバーカードを申請しましょう。

発 送 元:地方公共団体情報システム機構

発送時期:7月から8月にかけて順次発送

なお、75歳以上の方については、今年3月に かけて交付申請書が送付されています。

マイナンバーカード取得の流れ

交付申請書に 必要事項を記入し 写真を貼付

市民課または 各行政センターの■ 窓口へ提出

市民課から カードの 交付通知書が 郵便で届く

必要書類を持って 市民課または 各行政センターの 窓口で受取



オンライン(スマホ・パソコン)による申請、

※ 1)75歳以上の方であらためて交付申請書が必要な人や、お急ぎで交付申請書が必要な場合は、 市民課または各行政センターの窓口へご連絡ください。

- ※2)直接国のカードセンターへ郵送することもできます。 ※3)オンライン申請には二次元コード・申請書 I D付きの交付申請書が必要です。
- ※4)申請から交付通知書が届くまでおよそ1か月かかります。
- ※5)受取は、事前予約制です。(土日窓口サービスでの受取も可) (受付数に限りがあるため、希望日に予約できないことがあります。ご了承ください。)

マイナンバーカード についてはこちらから



おたずね/市民課 ☎21-2315

ひとり親家庭への支援制度のご紹介

ひとり親家庭の方が利用できる各種制度を紹介します。制度によっては所得要件や、事前に相談が必要なもの もあります。まずは、お気軽にご相談ください。

制度	内 容	おたずね
母子父子自立支援員 による相談	各種制度の情報提供をするとともに、くらし・子育で・就労・養育費取得などさまざまな悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。相談時間は平日8:30~17:00(受付16:30まで)です。 事前に相談日時の予約をお願いします。	
母子父子寡婦 福祉資金貸付制度	子どもが修学するための資金や、母または父が技能を習得するため の資金など、各種資金の貸付を行います。	本庁 子ども政策課
母子家庭等 自立支援給付金事業	母または父の就業を促進するため、資格取得のための講座を受講する 場合や、養成機関で修業する場合に給付金を支給します。	
日常生活支援事業	一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員 を派遣します。	
児童扶養手当	母または父と生計をともにできない児童が養育されている家庭の 生活の安定と自立を助けるために支給します。 ※所得・児童数で手当額が決まります。	本庁 子ども政策課 または各行政センター
福祉医療費助成制度	ひとり親家庭の母(父)とその児童または、両親のいない児童の医療費を助成します。(所得制限があります。)	本庁 福祉推進課 または各行政センター
就学援助制度	経済的理由で小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者 に対し、学用品費や校外活動費などを援助します。	本庁 教育政策課 または各小・中学校

〈おたずね〉 本庁/子ども政策課 ☎21-6218 FAX 21-6413 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 教育政策課 ☎21-6190 FAX 21-6192

平田行政センター 市民サービス課 ☎63-5567 FAX 62-4369 佐田行政センター 市民サービス課 ☎84-0111 FAX 84-0579 多伎行政センター 市民サービス課 ☎86-3116 FAX 86-3561 湖陵行政センター 市民サービス課 ☎43-1215 FAX 43-1433 大社行政センター 市民サービス課 ☎53-3116 FAX 53-4493 斐川行政センター 市民サービス課 ☎73-9110 FAX 73-9119

ご存じですか?免除・納付猶予制度

令和4年度の国民年金保険料は 月額16,590円 です。

ただし、保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・ 猶予される制度があります。(新型コロナウイルス感染症の影響 により、収入が相当程度下がった場合は、臨時特例措置として 本人申告の所得見込額を用いた手続により免除の手続が可能 となります。)

保険料を未納のままにしておくと、将来、年金が受け取れなく なることがありますので、納付困難な場合にはご相談ください。

(1) 免除制度……経済的な理由などで保険料を納めることが困難な人が対象です。

本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額以下である場合、 申請により、保険料の納付が全額免除または一部免除(一部納付)となります。

所得額≦(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円]⇒	全額免除		0円
所得額-扶養親族等控除額-社会保険料控除額等≦88万円]⇒	4分の3免除	4分の1納付	4,150円
所得額-扶養親族等控除額-社会保険料控除額等≦128万円]⇒	半額免除	半額納付	8,300円
所得額-扶養親族等控除額-社会保険料控除額等≦168万円	⇒	4分の1免除	4分の3納付	12,440円

※免除が認められても、全額免除以外の人は**減額された保険料の納付が必要**です。納め忘れると未納扱いになりますのでご注意ください。

(2) 納付猶予制度…所得の低い50歳未満の人が対象です。

50歳未満の人で本人と配偶者のそれぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額以下の場合、 申請により、保険料の納付が猶予されます。

所得額≦(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円 |⇒ | 納付猶予

~位本の年全人の影響け?。

免除区分など	受給資格期間(※)	中本への影響は:~~ 年金額の計算に含める期間	後から納付できる期間(追納期間
全額 免除 34 免 除 4 免 除 4 免 除 14 免 除 納付猶予 学生納付特例	含める	全額免除月数 × 4/8 1/4 納付月数 × 5/8 半額納付月数 × 6/8 3/4 納付月数 × 7/8 含めない	10年以内 ※追納は申出が必要です。 なお、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
未納	含めない ※未納期間が多いと受給できなくなる場合があります。	含めない	2年以内

※受給資格期間…老齢基礎年金を受給するためには、原則「10年以上」の期間が必要です。

- ◆令和4年度の免除・猶予の申請は、7月から市役所保険年金課および各行政センター市民サービス課で 受け付けます。
- ◆免除・猶予となる期間は、7月から翌年6月までです。
- ◆郵送で申請することもできます。日本年金機構のホームページからダウンロードして、送付してください。 〒693-0021 出雲市塩冶町1516-2 日本年金機構 出雲年金事務所

日本年金機構ホームページ

手続窓□・おたずね/日本年金機構 出雲年金事務所 (☎24-0045 音声案内②→②) 市役所保険年金課(☎21-6982)、各行政センター市民サービス課